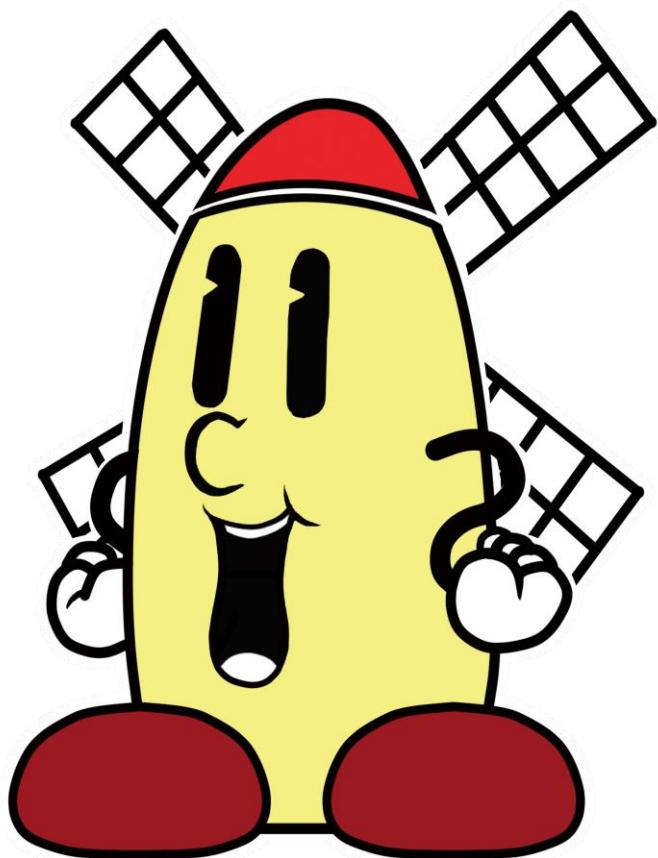


# 松伏町教育大綱

## (改定)



平成 30 年 4 月  
松伏町

# 目 次

1	はじめに	1
(1)	大綱の策定について	1
(2)	大綱策定の考え方	1
(3)	大綱の期間	2
(4)	大綱の決定日	2
2	大綱	3
(1)	目標と基本理念	3
(2)	重点施策	4
3	資料	5
(1)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	5
(2)	松伏町総合教育会議構成員	5
(3)	要綱等	6

## 1 はじめに

### (1) 大綱の策定について

国では、教育行政の政治的中立性と継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化等制度の抜本的な改革を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）を改正し、平成27年4月1日から施行されました。

この改正で、地方公共団体の長は、教育基本法（平成18年法律第120号）に基づき策定される国の教育振興基本計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとされました。

松伏町では、法の趣旨にのっとり、松伏町総合教育会議において、町長と教育委員会の協議を経て、地域の実情を踏まえ、教育施策に係る目標及び根本となる方針を定め、ここに松伏町教育大綱としてその内容を明らかにするものです。

### (2) 大綱策定の考え方

松伏町では、松伏町第5次総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）の教育に関する施策項目に基づき、様々な教育行政を推進しています。

また、松伏町教育委員会では、総合振興計画における町の将来像「笑顔が未来に広がる緑あふれるみんなのまち！」の実現に向け、総合振興計画に掲げられた課題の解決や指標を達成するため、松伏町教育行政重点施策を策定しています。

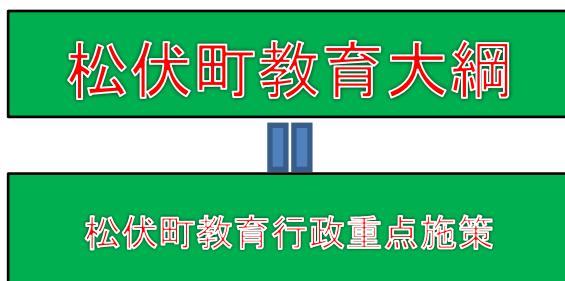
松伏町総合教育会議では、総合振興計画を基本として大綱を策定することとされたことから、総合振興計画の教育に関する施策項目の推進方針をより具体的に示した松伏町教育行政重点施策が法の求める大綱の趣旨に最も合致していると考えられることから、これをもって松伏町教育大綱を策定しました。

今回は、県の教育基本計画の改定や平成30年度をもって終了した前期基本計画を踏まえ、後期基本計画が策定されたことから改定をするものです。

## 松伏町第5次総合振興計画

子育て支援の施策	健康・福祉・社会保障の施策	人権・男女共同・地域コミュニティの施策	産業振興の施策	生活基盤整備の施策	生活環境の充実の施策	行財政運営の充実の施策
----------	---------------	---------------------	---------	-----------	------------	-------------

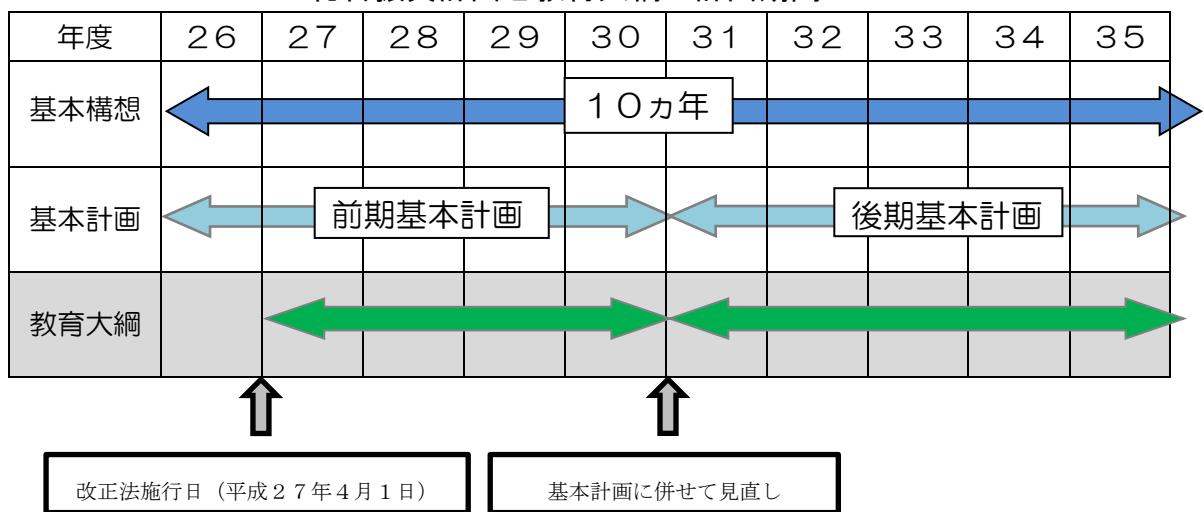
教育、学術及び文化の振興の施策を抽出し、推進方針を具体的に示した



### (3) 大綱の期間

松伏町教育大綱（改定）が対象とする計画期間は、総合振興計画との整合性を図るため、総合振興計画後期基本計画の終了までの5年間（平成31年度から平成35年度まで）とします。

総合振興計画と教育大綱の計画期間



### (4) 大綱の決定日

平成27年10月22日 平成27年度第2回総合教育会議  
平成 年 月 日 平成30年度第 回総合教育会議

## 2 大綱

### (1) 目標と基本理念

松伏町教育大綱では、松伏町教育行政重点施策の教育行政目標である「**豊かな文化の担い手と思いやりのある心をはぐくむ松伏の教育**」を目標として掲げ、次の基本理念の下、重点施策を推進していきます。

### 《基本理念》

#### (愛され親しまれる人づくり)

- 1 自ら学び考え主体的に行動できる人づくり（知）
- 2 他人の心の痛みが分かる人づくり（徳）
- 3 心身ともに健やかでたくましい人づくり（体）

#### (安心・安全な教育環境づくり)

- 1 学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくり
- 2 保護者や地域に信頼される学校・教職員づくり
- 3 安心・安全・快適な地域と施設づくり

#### (協働の地域社会づくり)

- 1 人権が尊重される社会づくり
- 2 町民がいつでも自由に学べ、その成果が適切に評価される生涯学習社会づくり
- 3 文化が薫り、スポーツが盛んな社会づくり

## (2) 重点施策

(1) の目標達成のため、次に掲げる重点施策を推進します。なお、個々の施策の展開方法については、松伏町教育行政重点施策で示し、ここでは今後進めるべき施策を列挙するに留めます。

### ア 心豊かにたくましく生きる松伏の子の育成（学校教育）

- (ア) 確かな学力の育成と創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進  
(知)
  - (イ) 体験活動を重視した豊かな人間性を育てる教育の推進（徳）
  - (ウ) 健康の保持・増進と体力向上を図る健康教育の推進（体）
  - (エ) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した開かれた学校づくりの推進
  - (オ) 地域に信頼される学校運営と教職員の資質向上
  - (カ) 児童生徒の命を大切にする学習環境及び施設設備の充実
  - (キ) 自他の生命と人権を尊重する教育の推進
  - (ク) 地域の課題に応じた特色ある教育活動の推進

### イ 豊かで緑あふれるまちを創造する生涯学習の推進（生涯学習）

- (ア) 生涯学習施策の推進
- (イ) 情報収集・提供の充実
- (ウ) 人材育成・活用の充実

### ウ 豊かな文化と思いやりをはぐくむ社会教育事業の推進（社会教育）

- (ア) 音楽によるまちづくりの推進
- (イ) 文化・芸術活動の支援
- (ウ) 社会教育関係団体の育成・支援
- (エ) 公民館等を活用した事業の企画及び学習内容の充実
- (オ) 家庭教育及び青少年健全育成の推進
- (カ) 人権教育・啓発の推進
- (キ) 中央公民館・多世代交流学習館の管理及び利用の充実
- (ク) 中央公民館・多世代交流学習館の施設・設備の整備の推進

### エ 歴史・文化の保存と継承（社会教育）（文化財保護・町史編さん）

- (ア) 町史の調査及び研究
- (イ) 文化財の調査及び保護
- (ウ) 町史及び文化財の普及啓発

### オ スポーツ健康都市づくりの推進（社会体育）

- (ア) スポーツ・レクリエーション活動の支援と健康・体力づくり事業の推進
- (イ) 生涯スポーツの啓発

- (ウ) 生涯スポーツを支える人材の育成・確保
- (エ) スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援
- (オ) スポーツ施設利用の充実
- (カ) スポーツ施設・設備の整備の推進

### 3 資料

#### (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 （略）

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

（1）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

（2）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

（1）地方公共団体の長

（2）教育委員会

3から9まで （略）

#### (2) 松伏町総合教育会議構成員

所 属	氏 名	備 考
1 松伏町長	鈴木 勝	
2 松伏町教育委員会 教育長	佐藤 哲士	
3 松伏町教育委員会 教育長職務代理者	若盛 正城	
4 松伏町教育委員会 教育委員	田口 嘉則	
5 松伏町教育委員会 教育委員	谷ヶ崎 由紀子	
6 松伏町教育委員会 教育委員	渡邊 淳子	

### (3) 要綱等

#### 松伏町総合教育会議運営要綱

##### (目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定により設置する、松伏町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）について、同条第9項の規定に基づき、総合教育会議の運営に関し必要な事項を定める。

##### (招集)

第2条 総合教育会議の招集は、協議事項等の通知をもって行う。

- 2 教育委員会が、法第1条の4第4項の規定に基づき、町長に対して総合教育会議の招集を求めるときは、協議すべき具体的な事項を示した書面を提出するものとする。
- 3 前項の書面の提出があった場合は、町長は速やかに第1項の通知をするものとする。

##### (開催の公表等)

第3条 総合教育会議を開催する場合は、前条第1項の通知後、松伏町ホームページ等へ掲載することにより公表するものとする。

- 2 総合教育会議を非公開とする場合は、町長が総合教育会議に諮って決定するものとする。ただし、緊急に総合教育会議を招集する場合であって、かつ、事案が法第1条の4第6項の規定に該当すると認められるときは、町長は、総合教育会議を非公開とすることができます。
- 3 法第1条の4第6項のただし書の公益上必要があると認めるときとは、次に掲げる場合とする。

(1) 松伏町情報公開条例（平成16年松伏町条例第25号）第6条各号に掲げる情報が含まれる事案に関し協議又は調整するとき。

(2) 公正かつ円滑な協議又は調整に著しい支障が生ずると認めるとき。

##### (議事録の作成及び公表)

第4条 法第1条の4第7項の規定により作成する議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催した日時及び場所
  - (2) 出席者の氏名
  - (3) 協議又は調整が行われた事項及びその要旨
  - (4) その他必要と認める事項
- 2 議事録は、松伏町ホームページ等へ掲載することにより公表するものとする。ただし、事案が法第1条の4第6項に該当すると認められるときは、非公表とすることができる。
  - 3 議事録には、その都度会議において定めた構成員2人が署名しなければならない。  
(関係職員の出席)

第5条 町長は、協議又は調整を円滑に進めるため、必要に応じて関係職員を出席さ

せることができる。

(庶務)

第6条 総合教育会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

## 松伏町総合教育会議傍聴要綱

第1条 松伏町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を記した名刺又は紙片を受付に渡して、職員の指示に従つて傍聴席に入らなければならない。

第2条 次の各号のいずれかに当たると認められる者は、傍聴を許可しない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他総合教育会議において傍聴を不適当と認める者

第3条 傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語又は談話若しくは拍手等をすること。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙をすること。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動をすること。

第5条 傍聴人は、総合教育会議が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

第6条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は、総合教育会議の指示に従わなければならぬ。

### 附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

# 松伏町総合教育会議傍聴要綱運用基準

平成27年10月22日総合教育会議決定

松伏町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴については、松伏町総合教育会議傍聴要綱（平成27年5月20日総合教育会議決定。以下「要綱」という。）に定めるほか、次のとおり運用するものとする。

## 1 要綱第2条関係

- (1) 要綱第2条第2号に規定されている会議の妨害となると認められる器物等とは次に掲げる物とする。
- ア 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物
  - イ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類
  - ウ 鉢巻、腕章（報道関係者が着用する腕章を除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類
  - エ ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類（事前に総合教育会議の許可を得た物を除く。）
  - オ 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器

- (2) 要綱第2条第3号に規定されているその他総合教育会議において傍聴を不適当と認める者とは、会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者とする。

## 2 第4条関係

要綱第4条第6号に規定されているその他会議の妨害となるような挙動とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 1(1)に掲げる物（事前に総合教育会議の許可を得た物を除く。）を持ち込み、使用等すること。
- (2) 携帯電話等の無線機器を使用すること。
- (3) (1)及び(2)に掲げる事項のほか、会議の支障となる行為をすること。